# Ⅲ、子育で配慮住宅の配慮事項の重要度

Ⅱにおいて配慮事項の整備内容・水準についての技術情報を解説したが、住宅タイプや子どもの年齢により各配慮事項の重要性の程度(以下「重要度」という。)は異なる。子育て配慮住宅の市場での普及やそれを支援する地方公共団体等の取組みを推進するためには、各配慮事項の重要度を設定することが求められる。

このため、住宅のタイプや子どもの年齢に応じた、各配慮事項の重要度の設定の考え方と、重要度を提示する。

## Ⅲ. 1 配慮事項の重要度の設定の目的

- I で解説した子育で配慮住宅の各配慮事項(整備内容・水準)は、子育で世帯の安全かつ快適な 暮らしや、子どもの健やかな成長(子育ち)の観点から、確保することが求められる項目である。
- 子育て配慮住宅としては、すべての配慮事項が満たされることが理想であるが、一方で、住宅を供給・建築するうえでの地域の住宅・土地事情、市場性やコスト等の条件に照らせば、すべての配慮事項を実現することは難しい場合も考えられる。
- また、子どもの年齢や対象とする住宅のタイプ(住宅所有関係、建て方、構造)の違いによって も、各配慮事項の必要性は異なり、さらに住宅のタイプの違いは、実現の容易性にも影響を及ぼ すと考えられる。
- そこで、各配慮事項について、子育ての安全性や快適性、子どもの健やかな成長等に及ぼす影響の大きさに着目し、重要度のランク分けについて検討し、その考え方を提示する。

# Ⅲ. 2 重要度の評価の考え方

#### Ⅲ. 2. 1 評価の視点と枠組み

#### 1)住宅及び敷地内に関する配慮事項について

- 子育て配慮住宅の配慮事項のうち、「住宅(専用部分・共用部分)」及び「敷地内」に関する配慮 事項については、住宅の供給業者や建築主によって自ら対応することが可能な項目であることか ら評価の対象とする。
- 重要度の評価の視点を表Ⅲ.1に示す。評価にあたっては、各配慮事項が「安全性」に係る項目か、「快適性」に係る項目かの区分に応じて、表Ⅲ.1に示す視点をもとに評価し、「ランクA」、「ランクB」、「ランクC」の3段階で評価する。
- 各重要度ランクの定義を表Ⅲ.2に示す。「ランクA」は確保されていることが特に重要なもので、重要項目に位置づけられる。「ランクB」は確保されていることが望ましい推奨項目であり、「ランクC」は地域のニーズや事業者の考え等に応じて配慮することが考えられる検討項目に位置づけられる。

表Ⅲ.1 住宅及び敷地内に関する配慮事項の重要度の評価の視点

=>,/1	評価の	)視点			
ランク	安全性の視点	快適性の視点			
	・次のような事故が生じるおそれがあるた	・子育て環境の快適性を確保する上で特に			
	め、子どもの安全を確保する上で特に重要	重要で、配慮が必要と考えられるもの。			
	で、配慮が必要と考えられるもの。				
А	① 事故が起こった場合、死亡事故などの重				
	大事故等に発展するおそれがある				
	② 日常生活の中で、ケガ等の事故が頻繁				
	に発生するおそれがある				
	・ケガ等の事故が発生するおそれがあり、子	・子育て環境の快適性を確保する上で重			
В	どもの安全を確保する上で重要で、配慮が	要であり、配慮が望ましいと考えられるも			
	望ましいと考えられるもの。	の。			
	・子どもの安全を確保する上で、配慮するこ	・子育て環境の快適性を確保する上で、二			
C	とが考えられるもの(検討対象となりうるも	―ズ等に応じて配慮することが考えられる			
	の)。	もの $(+lpha$ 的な付加価値的な要素など検			
		討対象となりうるもの)。			



### 表Ⅲ.2 住宅及び敷地内に関する配慮事項の重要度ランクの定義

ランク	ランクの定義
А	「子育て配慮住宅」として確保されていることが特に重要なもの [重要項目]
В	「子育て配慮住宅」として確保されていることが望ましいもの [推奨項目]
С	「子育て配慮住宅」として、ニーズ等に応じて配慮することが考えられるもの [検討項目]
	「住宅タイプ」から配慮が求められる空間や設備がない場合
_	「対象の子どもの年齢」から配慮が求められる内容が該当しない場合

#### 2) 居住環境に関する配慮事項について

- 一方、「立地環境」、「コミュニティ・地域活動」、「子育て・子育ち支援サービス」の居住環境に 関する配慮事項は、子どもの健やかな成長や子育ての安全・安心等の観点からは必要不可欠であ り、すべての項目が確保されることが強く望まれるものである。
- しかし反面、これらの項目は、地域の関連施設の立地状況や人間関係、地元の地方公共団体の施策の取り組み等による影響を受ける側面が強く、住宅の供給事業者や建築主が自ら整備水準を定めることができないという側面もある。
- また、地域の経済活動や都市活動の影響を大きく受ける外部性が高い項目であることから、住宅が建築された当初の環境が持続的に担保されるとは限らない。

- このため、居住環境に関する配慮事項については、重要度のランク分けを行わず、配慮事項としての整備内容・整備水準の解説を示すにとどめることとする。
- 事業者が住宅の供給をする上では、配慮事項に示す居住環境が確保されるような立地の選定やコミュニティ形成の支援等の取り組みに期待したい。また、地方公共団体の施策の取り組みなどを通じて、子育て・子育ちにふさわしい「立地環境」が整備されること、地域で子どもの成長を見守り支え合うことのできる「コミュニティ・地域活動」が成熟されること、行政等による「子育て・子育ち支援サービス」が充実されることを期待したい。

### Ⅲ. 2. 2 評価の対象

#### 1) 住宅のタイプと子どもの年齢について

- 各配慮事項は、住宅のタイプ(所有関係、建て方、構造)によって該当の有無や重要度が異なる。 また、子どもの年齢によっても、各配慮事項の重要度は異なる。
- そこで、子育て世帯の居住する標準的な住宅タイプごとに、各配慮事項の重要度のランク分けを 行うこととする。また、各住宅タイプについて、子どもの年齢が「乳幼児期」に入居する場合と、 「小学生以降の時期」に入居する場合とに分け、その後の居住パターン(子どもの成長に伴い住 み替え、住み続け等)に着目して、各配慮事項の重要度のランク分けを行うこととする。
- 住宅タイプと入居時の子どもの年齢、その後の居住パターンの組み合わせによる類型と評価の対象を表Ⅲ.3に示す。

表Ⅲ.3 住宅タイプと子どもの年齢・居住期間の組み合わせによる類型と評価の対象

	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,					
	入居時の子どもの年齢・居住パターン					
住宅タイプ	乳幼児期に 入居し、 成長に伴い 住み替え	乳幼児期に 入居し、 住み続け	小学生以降に 入居し、 住み続け			
1 持家·戸建住宅	_	0	0			
2. 持家・共同住宅(マンション)	_	0	0			
3. 賃貸·共同住宅(中高層/RC造· SRC造)	O (%1)	O (%2)	0			
4. 賃貸·共同住宅(低層/木造·S造)	0	_	0			

配慮事項の重要度ランクは、次の考え方で適用する。

- ※1:乳幼児期での入居が主のため、「乳幼児期」のランクを適用する。
- ※2:小学生以降も住み続けることになるため、「乳幼児期」又は「小学生期」の高い方のランク を適用する。
- すなわち、次のような考え方で評価対象を設定する。
  - ①「持家・戸建住宅」及び「持家・共同住宅」は、基本的には、住み続け(定住)に対応した住宅タイプと考えられることから、乳幼児期に入居して住み続ける場合と、小学生以降期に入居して住み続ける場合とを想定し、評価対象とする。

- ②「賃貸・共同住宅(中高層/RC造・SRC造)」は、子どもが乳幼児期及び小学生以降期の各年齢期に入居して以降住み続ける場合と、乳幼児期に入居して子どもの成長に伴い(例えば、小学校入学を機に、個室を求めるようになる小学校高学年以降に)住み替えをする場合とを想定し、評価対象とする。
- ③「賃貸・共同住宅(低層/木造・S造)」は、基本的には、乳幼児期に入居して以降、子どもが大きく成長するまでの住み続け(定住)に対応した住宅タイプではないと考えられる。このため、乳幼児期に入居して子どもの成長に伴い住み替えを行う場合と、小学生以降に入居する場合とを想定し、評価対象とする。

#### 2)新築住宅及び既存住宅について

- 子育て世帯が、収入や居住ニーズ等の世帯の状況に応じて適切な住宅に入居できるためには、既存住宅のリフォーム等による子育で配慮住宅の供給促進も重要となることから、新築住宅に加えて、既存住宅についても評価対象とする。
- ただし、既存住宅については、建物の構造上をはじめとする物理的な制約や、市場性・事業採算上の制約等により、新築住宅と同様の整備内容・水準を確保することが現実的に難しい場合が少なくないと考えられる。
- このため、評価の考え方は、次のとおりとする。詳細を表Ⅲ.4に示す。
  - i )新築住宅をまず対象とし、「Ⅲ.2.1 評価の視点と枠組み」で示した考え方をもとに評価を行う。
  - ii) 既存住宅については、新築住宅の評価をベースに、表Ⅲ.4に示す考え方に基づき評価を行う。

表Ⅲ 4 新築住宅をベースとした既存住宅の評価の考え方

衣皿.4	初来に七て	ハー人としに成什住宅の評価の考え方	
考え方	新築住宅の 評価	項目の性格	既存住宅での評価
1	Aランク	特に確保する必要性(重要度)が高く、 既存住宅でも確保される必要性が特に 高い。	新築住宅と同様の水準又は新築 住宅よりもやや緩和した水準を 必ず確保するものとし、Aラン クと評価する。
2	Aランク	新築住宅では確保される必要性が高く、 既存住宅でもできる限り確保されることが望ましいが、新築住宅と同様の水準 の確保が現実的に難しい場合が多い。	新築住宅の評価よりもランクを 一つ下げて、確保することが推 奨されるBランクと評価する。
3	Bランク	新築住宅と同様、既存住宅でも確保され ることが望ましい。	新築住宅と同様、Bランクと評価する。
4	Bランク	新築住宅では確保されることが望ましいが、既存住宅ではニーズ等に応じて検 計が考えられる。	新築住宅の評価よりもランクを 一つ下げて、Cランクと評価す る。
5	Cランク	新築住宅でもニーズ等に応じて検討が 考えられる。	新築住宅と同様、Cランクと評価する。
6	問わない	既存住宅では評価の対象外。	評価しない。

# Ⅲ. 3 子育で配慮住宅の住宅及び敷地内に関する各配慮事項の重要度

- 上記の考え方に基づき、住宅のタイプ(所有関係、建て方、構造)別、入居時の子どもの年齢期 (乳幼児期、小学生以降)とその後の居住パターン(住み替え・住み続け)別、新築住宅・既存 住宅の別に、各配慮事項についての重要度を設定した。
- ランク付けした重要度の早見のための目次を表Ⅲ.5に示す。また、配慮事項の整備内容ごとの重要度を表Ⅲ.6~表Ⅲ.16に示す。

## 表Ⅲ.5 子育で配慮住宅の住宅及び敷地内に関する各配慮事項の重要度の目次

ш.	3. 1 持家·戸建住宅	Ⅲ-6
	1)住戸専用部分	
	2) 敷地内	
ш.	3. 2 持家・共同住宅(マンション)	Ⅲ−11
	1)住戸専用部分	
	2) 共用部分·敷地内	
Ш.	3.3 賃貸・共同住宅(中高層/RC造・SRC造)	Ⅲ-18
	1) 住戸専用部分	18
	2) 共用部分·敷地内	
Ш.	3. 4 賃貸・共同住宅(低層/木造・S造)	Ⅲ−25
	1) 住戸専用部分	Ⅲ -25
	2) 共用部分·敷地内	

# Ⅲ. 3. 1 持家・戸建住宅

# 1) 住戸専用部分

## 表Ⅲ.6 持家・戸建住宅の専用部分に係る各配慮事項の重要度

	対象		配慮事項の整備内容		.期から 続け	小学生以降から 住み続け	
	<i>/</i> 1 <i>/</i> 3/			新築	既存	新築	既存
	A:間取り	専用 A①	家事をしながら子どもの見守りがしや すい間取りとする	А	В	В	В
	八十日以	専用 A②	家事動線の効率的な間取りとする	А	В	А	В
	D·仕の様件	専用 B①	専用部分の床は段差のない構造とする	А	В	А	В
	B:床の構造	専用 B②	床の遮音性能を高める(共同住宅に 限る)	_	_	_	_
	○・時の様件	専用 C①	家具の転倒防止措置を講じることの できる構造とする	А	А	А	А
	C:壁の構造	専用 C②	壁の遮音性能を高める(共同住宅に限る)	_	_	_	_
	D:壁の出 隅・柱等	専用 D	壁の出隅・柱・造り付け家具等の角は 丸く加工等をする	А	В	В	С
	E:内装材	専用 E①	シックハウスの心配の少ない材料を 使用する	А	ー (改修時 はA* <sup>1</sup> )	А	ー (改修時 はA* <sup>1</sup> )
		専用 E②	調湿機能のある材料を使用する	В	С	В	С
	F:ドア	専用 F①	開閉による衝突が生じにくいものとする	В	В	С	С
全般事項		専用 F②	指つめ・指はさみを防止する構造とす る	В	В	В	С
		専用 F③	取っ手は子どもが開閉しやすいものと する	В	В	С	С
		専用 F④	子どもや荷物を抱えて安全かつ無理 なく移動できる幅を確保する	В	В	В	В
		専用 G①	バルコニーに面する窓は子どもが勝 手に入れない構造とする	А	В	С	С
		専用 G②	転落の防止に効果的な手すりを設け る(2階以上の窓に限る)	А	А	А	А
	G:窓及び 窓サッシ	専用 G③	指つめ・指はさみを防止する構造とする	В	В	В	С
		専用 G④	窓は防犯性の高いものとする	А	А	А	А
		専用 G⑤	窓の遮音性能を高める	В	В	В	В
	H:収納 スペース	専用 H	広くて使いやすい収納スペースを確 保する	А	В	А	В
	1:コンセント	専用	感電を防ぐ工夫をする	В	В	С	С
	J:電気 スイッチ	専用	子どもの手の届く高さに設置しワイドス イッチ等とする	В	В	В	В

表Ⅲ.6 持家・戸建住宅の専用部分に係る各配慮事項の重要度(つづき)

	対象		配慮事項の整備内容	乳幼児 住み		小学生以降から 住み続け	
			HOWEN J. M. J. P. MILL J. H.		既存	新築	既存
		専用 K①	玄関の出入り口の段差はできる限り小 さくする	А	В	В	В
		専用 K②	上がり框部分に使いやすい手すりを設 置する又は設置できる構造とする	В	В	В	В
		専用 K③	センサーライト・足元灯を設置する又は 足元灯の設置用コンセントを設ける	В	С	В	С
	K:玄関	専用 K④	玄関ドアは防犯性の高いものとする	А	А	А	А
	八. 五人	専用 K⑤	玄関ドアの避難容易性を確保する	В	В	В	В
		専用 K⑥	使いやすい収納スペースを確保する	А	В	А	В
		専用 K⑦	玄関ドマの広さを確保する	А	В	А	В
		専用 K®	玄関の鍵はシステムキーとする	В	В	С	С
	一点工	専用 L①	手すりは転落の防止に効果的な構造と する(2階の開放されている側に限る)	А	А	А	А
	L:廊下	専用 L②	子どもや荷物を抱えて安全かつ無理な く移動できる幅を確保する	В	В	В	В
空間・	M:階段 【専用部分	専用 M①	安全に昇降できる構造とする	次のいず れかがA	В	次のいず れかがA	В
機能別事		専用 M②	子どもの使いやすい高さに手すりを設 置する	·M① 又は ·M②	А	·M① 又は ·M②	В
· 项		専用 M③	踏面に滑り防止の部材を設置する	及び M③	В	及び M③	В
	内に階段 がある場 合】	専用 M④	手すりは転落の防止に効果的な構造と する(開放されている側に限る)	А	А	А	А
		専用 M⑤	段差を認識しやすい照明を設置する	В	В	В	В
		専用 M⑥	階段への進入を防ぐチャイルドフェンス を設置できる構造とする	А	А	_	_
		専用 N①	立ち座りや姿勢保持をサポートする手すりを設置する又は設置できる構造とする	В	С	С	O
	No.	専用 N2	ドアの錠は閉じ込み時に外側から解錠 できるものとする	В	В	_	_
	N:MV	専用 N3	トイレトレーニングがしやすい広さを確保 する	В	С	_	_
		専用 N④	床や壁は汚れにくく清掃しやすい仕上 げとする	С	С	С	С
	<i>.</i>	専用 O①	浴室の出入り口の段差はできる限り小 さくする	А	В	В	В
	O:浴室及 び洗面・	専用 O②	浴室及び洗面・脱衣室の床面は滑りに くい仕上げとする	А	В	А	В
	脱衣室	専用 O3	浴室及び洗面・脱衣室のドアの錠は外 側から施錠・解錠できるものとする	А	А	_	_

表Ⅲ.6 持家・戸建住宅の専用部分に係る各配慮事項の重要度(つづき)

	対象		配慮事項の整備内容		!期から 続け	小学生以降から 住み続け	
				新築	既存	新築	既存
		専用 O④	給湯用カランは火傷を防止する構造の ものとする	В	В	В	В
		専用 O⑤	浴室は親子で入浴できる広さとする	А	В	А	В
		専用 O⑥	洗面・脱衣室は親子で使える広さとする	В	В	В	В
	〇:淡宝玉	専用 O⑦	浴室コールを設置する	В	С	1	_
	O:浴室及 び洗面・ 脱衣室	専用 O®	浴室の水栓はレバーハンドル式水栓と する	В	В	В	В
	加公主	専用 O⑨	洗面・脱衣室に使いやすい収納スペー スを設ける	А	В	А	В
		専用 O⑩	洗面台の水栓は子どもが安全に使い やすいものとする	В	В	В	В
		専用 O①	洗面台の水栓は伸縮式シャワー水栓 とする	С	С	С	С
		専用 O⑫	浴室や洗面・脱衣室に洗濯物を干せる ようにする	В	С	В	О
		専用 P①	キッチンにチャイルドフェンスを設置で きる構造とする	А	В		
空間·		専用 P②	調理器は火傷を防ぐ安全機能付きの ものとする(据え付けの場合に限る)	А	А	В	В
機能 別		専用 P③	キッチンからリビングへの見通しを確保 する	А	В	А	В
事項		専用 P④	食器棚や吊り戸棚に耐震ラッチを取り 付ける	С	С	С	О
	P:キッチン	専用 P⑤	子どもが手伝いをしやすい広さと使い やすさを確保する	В	В	В	В
		専用 P⑥	水栓は子どもが使いやすいレバーハン ドル式水栓とする	В	В	В	В
		専用 P⑦	パントリーを設置する	В	В	В	В
		専用 P®	水栓は清掃しやすい伸縮式シャワー水 栓とする	В	В	В	В
		専用 P⑨	床・壁は汚れにくく清掃しやすい仕上げ とする	С	С	С	0
		専用 Q①	玄関の外側との通話機能を有したカメ ラ付きインターホンを設ける	А	В	А	В
		専用 Q②	窓ガラスは割れにくい安全なガラスと する	В	В	В	В
	Q:リビング	専用 Q③	窓は日当たり又は採光が良い位置に 設ける	А	В	А	В
		専用 Q④	窓は風通しが良く、子どもが外部空間 を認識しやすい位置に設ける	В	В	В	В
		専用 Q⑤	リビングを中心とした間取りとする	А	В	В	В

表Ⅲ.6 持家・戸建住宅の専用部分に係る各配慮事項の重要度(つづき)

対象		配慮事項の整備内容			.期から 続け	小学生以降から 住み続け	
				新築	既存	新築	既存
		専用 Q⑥	家族でくつろぎ、子どもが遊び・勉強が できる広さと使いやすさを確保する	А	В	А	В
	Q:リビング	専用 Q⑦	使いやすい収納スペースを設ける	А	В	А	В
		専用 Q8	床や壁は汚れに<<<清掃しやすい仕上げ とする	С	С	С	О
		専用 R①	親子が一緒に就寝できる広さを確保する	А	А	С	О
	R:寝室	専用 R②	寝室から台所・便所等への効率的な動線を確保する	В	В	С	О
		専用 R③	夫婦でくつろぐことができるスペースを 確保する	С	С	С	С
		専用 S①	子ども部屋を確保できる住宅の広さを 確保する	いずれ	いずれ	いずれ	いずれ
	S: 子ども 部屋	専用 S②	子どもの成長に合わせて間取りを容易 に変えられる工夫をする	かがA	かがA	かがA	かがA
空間・		専用 S③	窓ガラスは割れにくい安全なガラスとする	В	В	В	В
機能 別		専用 S④	窓は日当たり又は採光が良い位置に設ける	А	В	А	В
事項		専用 S⑤	子どもが自分で整理整頓できる専用の 収納スペースを設ける	А	А	А	А
	T:趣味 スペース	専用 T	親が自分の時間を楽しむことのできるスペースを確保する	С	С	С	С
	U:宿泊 スペース	専用 U	祖父母が宿泊できる部屋を確保する	С	С	С	С
		専用 V①	バルコニーの出入り口の段差はできる 限り小さくする	А	В	В	В
		専用 V②	手すりは転落の防止に効果的な構造と する	А	А	А	А
	V:バルコ ニー	専用 V③	安全な位置に室外機置場等の設置スペースを確保する	А	А	А	А
		専用 V④	縦樋近くのバルコニーには面格子等を 設置する	В	В	В	В
		専用 V⑤	水遊びや家庭菜園等ができるバルコニ ーとする	_	_		
	₩:サンル ーム	専用 W	サンルームを設置する	С	С	С	С

<sup>\*1:</sup>内装材のシックハウスについては、既存住宅での懸念は少ないが、間取りや内装等の改修時に用いる建築材料には新築時と同様の対応の必要性が高い。

## 2)敷地内

## 表Ⅲ.7 持家・戸建住宅の敷地内に係る各配慮事項の重要度

対象		配慮事項の整備内容		乳幼児期から 住み続け		小学生以降から 住み続け	
				新築	既存	新築	既存
全般事項	A:.敷地内 (全般)	戸建 敷地 A	敷地内への不審者の侵入を防止す る対策を講じる	А	А	А	А
	B:玄関 アプローチ	戸建 敷地 B①	床面は滑りにくい仕上げとする	А	В	А	В
空間・		戸建 敷地 B②	ベビーカーで利用しやすい屋外通路 等の動線空間とする	В	В	-	_
機能別	C:庭	戸建 敷地 C	土いじりや水遊び等ができる庭を確保 する	А	В	А	В
事項	D:カーポー ト	戸建 敷地 D①	雨の日でも車に乗降しやすい工夫を する	С	O	O	С
		戸建 敷地 D②	子どもをベビーカーから車に乗降させ やすい広さの駐車区画とする	С	O		

# Ⅲ. 3. 2 持家・共同住宅(マンション)

# 1) 住戸専用部分

表Ⅲ.8 持家・共同住宅の専用部分に係る各配慮事項の重要度

対象			配慮事項の整備内容		期から <del>.続</del> け		以降から 続け
	7120		HOWEN J. M. PENILL J. H.	新築	既存	新築	既存
	A:間取り	専用 A①	家事をしながら子どもの見守りがしや すい間取りとする	В	С	С	С
	八・回収り	専用 A②	家事動線の効率的な間取りとする	В	В	В	В
	D. # # #	専用 B①	専用部分の床は段差のない構造とする	А	В	А	В
	B:床の構造	専用 B②	床の遮音性能を高める(共同住宅に 限る)	А	В	А	В
	O. B. O. #./#	専用 C①	家具の転倒防止措置を講じることの できる構造とする	А	А	А	А
	C:壁の構造	専用 C②	壁の遮音性能を高める(共同住宅に限る)	А	В	А	В
	D:壁の出 隅·柱等	専用 D	壁の出隅・柱・造り付け家具等の角は 丸く加工等をする	А	В	В	С
	E:内装材	専用 E①	シックハウスの心配の少ない材料を 使用する	А	ー (改修時 はA* <sup>1</sup> )	А	ー (改修時 はA* <sup>1</sup> )
		専用 E②	調湿機能のある材料を使用する	В	О	В	С
<b>Д</b> бл.	F:ドア	専用 F①	開閉による衝突が生じにくいものとす る	В	В	С	С
全般 事項		専用 F②	指つめ・指はさみを防止する構造とする	В	В	В	С
		専用 F③	取っ手は子どもが開閉しやすいものと する	В	В	С	С
		専用 F④	子どもや荷物を抱えて安全かつ無理 なく移動できる幅を確保する	В	В	В	В
		専用 G①	バルコニーに面する窓は子どもが勝 手に入れない構造とする	А	В	С	С
		専用 G②	転落の防止に効果的な手すりを設け る(2階以上の窓に限る)	А	А	А	А
	G:窓及び 窓サッシ	専用 G③	指つめ・指はさみを防止する構造とす る	В	В	В	С
		専用 G④	窓は防犯性の高いものとする	А	А	А	А
		専用 G⑤	窓の遮音性能を高める	В	В	В	В
	H: 収納 スペース	専用 H	広くて使いやすい収納スペースを確 保する	А	В	А	В
	1:コンセント	専用	感電を防ぐ工夫をする	В	В	С	С
	J:電気 スイッチ	専用	子どもの手の届く高さに設置しワイドス イッチ等とする	В	В	В	В

表Ⅲ.8 持家・共同住宅の専用部分に係る各配慮事項の重要度(つづき)

対象			配慮事項の整備内容		.続け	小学生り 住み	
	,12x		IONE I NO EVIII II	新築	既存	新築	既存
		専用 K①	玄関の出入り口の段差はできる限り小さくする	А	В	В	В
		専用 K②	上がり框部分に使いやすい手すりを設 置する又は設置できる構造とする	В	В	В	В
		専用 K③	センサーライト・足元灯を設置する又は 足元灯の設置用コンセントを設ける	В	С	В	С
	K:玄関	専用 K④	玄関ドアは防犯性の高いものとする	А	А	А	А
	八·公民	専用 K⑤	玄関ドアの避難容易性を確保する	В	В	В	В
		専用 K⑥	使いやすい収納スペースを確保する	А	В	А	В
		専用 K⑦	玄関ドマの広さを確保する	А	В	А	В
		専用 K®	玄関の鍵はシステムキーとする	В	В	С	С
	L:廊下	専用 L①	手すりは転落の防止に効果的な構造と する(2階の開放されている側に限る)	А	А	А	А
	L・戚ト	専用 L2	子どもや荷物を抱えて安全かつ無理な く移動できる幅を確保する	В	В	В	В
空間·	A A . Phh r D	専用 M①	安全に昇降できる構造とする	次のいず れかがA	В	次のいず れかがA	В
機能 別事		専用 M②	子どもの使いやすい高さに手すりを設置 する	·M① 又は ·M②	А	·M① 又は ·M②	В
項	M:階段 【専用部 分内に階	専用 M③	踏面に滑り防止の部材を設置する	及び M③	В	及び M③	В
	段がある場合】	専用 M④	手すりは転落の防止に効果的な構造と する(開放されている側に限る)	А	А	А	А
	勿口】	専用 M⑤	段差を認識しやすい照明を設置する	В	В	В	В
		専用 M⑥	階段への進入を防ぐチャイルドフェンス を設置できる構造とする	А	А	_	_
		専用 N①	立ち座りや姿勢保持をサポートする手す りを設置する又は設置できる構造とする	В	С	С	С
	N:14L	専用 N②	ドアの錠は閉じ込み時に外側から解錠 できるものとする	В	В	_	_
	N.MD	専用 N③	トイレトレーニングがしやすい広さを確保 する	В	С	_	_
		専用 N④	床や壁は汚れに〈〈清掃しやすい仕上げ とする	С	С	С	С
	〇:浴室	専用 O①	浴室の出入り口の段差はできる限り小さ くする	А	В	В	В
	及び洗 面·脱衣	専用 O②	浴室及び洗面・脱衣室の床面は滑りにく い仕上げとする	А	В	А	В
	室	専用 O③	浴室及び洗面・脱衣室のドアの錠は外 側から施錠・解錠できるものとする	А	А	_	_

表Ⅲ.8 持家・共同住宅の専用部分に係る各配慮事項の重要度(つづき)

	対象		配慮事項の整備内容	乳幼児 住み	!期から 続け	小学生 住み	
			2000 7 2000 7	新築	既存	新築	既存
		専用 O④	給湯用カランは火傷を防止する構造の ものとする	В	В	В	В
		専用 O⑤	浴室は親子で入浴できる広さとする	А	В	А	В
		専用 O⑥	洗面・脱衣室は親子で使える広さとす る	В	В	В	В
	O:浴室及	専用 O⑦	浴室コールを設置する	В	С	_	_
	び洗面・ 脱衣室	専用 08	浴室の水栓はレバーハンドル式水栓と する	В	В	В	В
	<b>ル</b> ス <u>エ</u>	専用 O⑨	洗面・脱衣室に使いやすい収納スペー スを設ける	Α	В	А	В
		専用 O⑩	洗面台の水栓は子どもが安全に使い やすいものとする	В	В	В	В
		専用 O①	洗面台の水栓は伸縮式シャワー水栓 とする	С	С	С	С
		専用 O①	浴室や洗面・脱衣室に洗濯物を干せる ようにする	В	С	В	С
		専用 P①	キッチンにチャイルドフェンスを設置で きる構造とする	Α	В	_	_
空間・		専用 P②	調理器は火傷を防ぐ安全機能付きの ものとする(据え付けの場合に限る)	А	А	В	В
機能別		専用 P③	キッチンからリビングへの見通しを確保 する	А	В	А	В
事項		専用 P④	食器棚や吊り戸棚に耐震ラッチを取り 付ける	С	С	С	С
	P:キッチン	専用 P⑤	子どもが手伝いをしやすい広さと使い やすさを確保する	В	В	В	В
		専用 P⑥	水栓は子どもが使いやすいレバーハン ドル式水栓とする	В	В	В	В
		専用 P⑦	パントリーを設置する	В	В	В	В
		専用 P®	水栓は子どもが使いやすいレバーハン ドル式水栓とする	В	В	В	В
		専用 P⑨	床・壁は汚れにくく清掃しやすい仕上げ とする	С	С	С	С
		専用 Q①	玄関の外側との通話機能を有したカメ ラ付きインターホンを設ける	А	В	А	В
		専用 Q②	窓ガラスは割れにくい安全なガラスと する	В	В	В	В
	Q:リビング	専用 Q③	窓は日当たり又は採光が良い位置に 設ける	А	В	А	В
		専用 Q④	窓は風通しが良く、子どもが外部空間 を認識しやすい位置に設ける	С	С	С	С
		専用 Q⑤	リビングを中心とした間取りとする	С	С	С	С

表Ⅲ.8 持家・共同住宅の専用部分に係る各配慮事項の重要度(つづき)

	対象		配慮事項の整備内容		期から 続け	小学生 住み	以降から 続け
	N/3K				既存	新築	既存
		専用 Q⑥	家族でくつろぎ、子どもが遊び・勉強が できる広さと使いやすさを確保する	А	В	А	В
	Q:リビング	専用 Q⑦	使いやすい収納スペースを設ける	А	В	А	В
		専用 Q8	床や壁は汚れに<<<清掃しやすい仕上 げとする	С	С	С	С
		専用 R①	親子が一緒に就寝できる広さを確保 する	А	А	С	С
	R:寝室	専用 R②	寝室から台所・便所等への効率的な 動線を確保する	С	С	С	С
		専用 R③	夫婦でくつろぐことができるスペースを 確保する	С	С	С	С
		専用 S①	子ども部屋を確保できる住宅の広さを 確保する	いずれ	いずれ	いずれ	いずれ
		専用 S②	子どもの成長に合わせて間取りを容易 に変えられる工夫をする	かがA	かがA	かがA	かがA
空間·	S:子ども 部屋	専用 S③	窓ガラスは割れにくい安全なガラスと する	В	В	В	В
機能 別		専用 S④	窓は日当たり又は採光が良い位置に 設ける	А	В	А	В
事項		専用 S⑤	子どもが自分で整理整頓できる専用の 収納スペースを設ける	А	А	А	А
	T:趣味 スペース	専用 T	親が自分の時間を楽しむことのできる スペースを確保する	С	С	С	О
	U:宿泊 スペース	専用 U	祖父母が宿泊できる部屋を確保する	С	С	С	С
		専用 V①	バルコニーの出入り口の段差はできる 限り小さくする	А	В	В	В
		専用 V②	手すりは転落の防止に効果的な構造 とする	А	А	А	А
	V:バルコ ニー	専用 V③	安全な位置に室外機置場等の設置ス ペースを確保する	А	А	А	А
		専用 V④	縦樋近くのバルコニーには面格子等を 設置する	В	В	В	В
		専用 V⑤	水遊びや家庭菜園等ができるバルコ ニーとする	В	С	В	С
	W:サンル ーム	専用 W	サンルームを設置する	С	С	С	С

<sup>\*1:</sup>内装材のシックハウスについては、既存住宅での懸念は少ないが、間取りや内装等の改修時に用いる建築材料には新築時と同様の対応の必要性が高い。

## 2) 共用部分・敷地内

# (1) 共用部分

表Ⅲ.9 持家・共同住宅の共用部分に係る各配慮事項の重要度

	対象		配慮事項の整備内容		.期から 続け	小学生以降から 住み続け	
			20,000	新築	既存	新築	既存
		共用 A①	エントランスアプローチの床面は滑りに くい仕上げとする	А	В	В	В
		共用 A②	ベビーカーで利用しやすい屋外通路 等の動線空間とする	А	В	_	
	A:エントラ ンス・エン	共用 A③	面積の大きい透明なガラス面は視認性を高め、安全性に配慮したガラスを使用する	В	С	В	С
	トランスホール	共用 A④	エントランスホールの床面は滑りにくい 仕上げとする	В	В	В	В
	【エントラン スホール がある場	共用 A⑤	エントランスホールは不審者が侵入し にくい構造とする	А	А	А	А
	- Manasas - 合】 	共用 A⑥	エントランスの自動ドアの避難時の安全性を確保する	А	А	А	А
		共用 A⑦	エントランスホールに交流スペースを 設ける	B*2	С	B*2	С
		共用 A⑧	エントランスドアは容易に開閉して通 過できるものとする	А	В	В	С
空間· 機能	B:エレ・エン・エン・エン・エン・エー・ファイン・ 本一戸のの3場 かの場合】	共用 B①	エレベーターを設置する	А	А	А	А
別事項		共用 B②	エレベーターは防犯性の高いものとする	А	А	А	А
		共用 B③	エレベーターの災害時の安全性を確保する	А	А	А	А
		共用 B④	エレベーターホールに交流スペース を設ける	B*2	О	B*2	O
		共用 C①	共用廊下等の動線上に各専用部分 のドアが突出しないようにする	В	С	В	О
		共用 C②	子どもが使いやすい手すりを設置する	В	С	О	О
	C:共用廊 下	共用 C③	床面は滑りにくい仕上げとする	В	В	В	В
	【共用廊下 がある場	共用 C④	足元が視認できる明るさを確保する	В	В	С	С
	合】	共用 C⑤	手すりは転落の防止に効果的な構造 とする(直接外気部に開放されている ものに限る)	А	А	А	А
		共用 C⑥	ベビーカーで利用しやすい共用廊下 等の動線空間とする	В	В	_	_

表Ⅲ.9 持家・共同住宅の共用部分に係る各配慮事項の重要度(つづき)

	対象		配慮事項の整備内容	乳幼児 住み		小学生 住み	
	, 125.	22/3/3/2/2		新築	既存	新築	既存
		共用 D①	安全に昇降できる構造とする	次のいず れかがA	В	次のいず れかがA	В
		共用 D②	子どもの使いやすい高さに手すりを設 置する	·D① 又は ·D②	いずれ	·D① 又は ·D②	В
	D: 共用階段	共用 D③	踏面に滑り防止の部材を設置する	及び D③	かがA	及び D③	А
		共用 D④	段差を認識しやすい照明を設置する	В	В	В	В
空間機能		共用 D⑤	手すりは転落の防止に効果的な構造 とする(直接外気部に開放されている ものに限る)	А	Α	А	А
別	E:キッズル ーム·集会 室	共用 E	キッズルームや集会室を設置する	A*1	В	A*1	В
	F:トランクル ーム	共用 F	トランクルームを設置する	С	С	С	С
	G:宿泊室	共用 G	共用部分に宿泊室を設ける	С	С	С	С
	H:機械室等	共用 H	機械室・受水槽・屋上等への子どもの 進入を防止する	А	А	А	А
	l:防災備蓄 庫等	共用 	防災備蓄庫を設置する	С	С	С	С

<sup>\*1:</sup>共用部分への「(26)キッズルームや集会室の設置」、又は、後掲の敷地内への「(24)プレイロットや共同菜園の設置」のいずれかが A であること。

<sup>\*2:「(26)</sup>エントランスホールに子育て親子の交流スペースの設置」、又は、「(26)エレベーターホールに子育て親子の交流スペースの設置」のいずれかが B であること。

## (2)敷地内

## 表Ⅲ.10 持家・共同住宅の敷地内に係る各配慮事項の重要度

	対象		配慮事項の整備内容	乳幼児 住み		小学生以降から 住み続け	
	, , , , ,		HOWER TO A FEMAL THE	新築	既存	新築	既存
	A:敷地内 (全般)	共同 敷地A①	敷地内への不審者の侵入を防止 する対策を講じる	A*1	A*1	A*1	A*1
全般 事項		共同 敷地A②	落下物による危険が生じにくい計 画とする	いずれ	いずれ	いずれ	いずれ
	(1)	共同 敷地A③	落下物防御フェンスの設置や建物 と道路・通路との間に離隔距離を 確保する	かがA	かがA	かがA	かがA
		共同 敷地B①	プレイロットや緑地等を設ける	A*2	В	A*2	В
	B:プレイロット・ 菜園・広場	共同 敷地B②	プレイロット等の防犯安全性を確保 する	А	В	А	В
	等   等	共同 敷地B③	子どもの遊び場は車動線と交わら ないようにする	А	В	А	В
		共同 敷地B④	広場等に災害時の防災設備を確 保する	С	С	С	С
	C:歩行者道· 敷地内通路	共同 敷地C①	床面は滑りにくい仕上げとする	А	В	А	В
		共同 敷地C②	足元が視認できる明るさを確保する	В	В	В	В
		共同 敷地C③	歩行者動線は自動車動線と分離 し、安全性を確保する	А	В	А	В
空間· 機能		共同 敷地C④	ベビーカーで利用しやすい屋外通 路等の動線空間とする	В	В		_
別事項		共同 敷地D①	十分な台数の使いやすい自転車 置場を設ける	А	В	А	В
7'%	D:自転車置場	共同 敷地D②	不審者の侵入・接近を防止する対 策を講じる	В	В	В	В
		共同 敷地D③	自転車動線と歩行者動線・自動車 動線を区分する	В	В	В	В
		共同 敷地E①	不審者の侵入・接近を防止する対 策を講じる	В	В	В	В
	   E:駐車場·   車道	共同 敷地E②	敷地内の車道はスピードが出ない 工夫をし、歩行者の安全を確保す る	В	В	В	В
	<b>平</b> 坦	共同 敷地E③	子どもをベビーカーから車に乗降さ せやすい広さの駐車区画とする	С	С	_	_
		共同 敷地E④	雨の日でも車に乗降しやすい工夫 をする	С	С	С	С
	F:ゴミ集積所	共同 敷地F	不審者の侵入・接近を防止する対 策を講じる	В	В	В	В

<sup>\*1:</sup>地域に開放する施設を備えている場合は、重要度は「B」と評価する。

<sup>\*2:</sup>敷地内への「(24)プレイロットや共同菜園の設置」、又は、前掲の共用部分への「(26)キッズルームや集会室の設置」のいずれかが A であること。

## Ⅲ. 3. 3 賃貸·共同住宅(中高層/RC造·SRC造)

## 1) 住戸専用部分

表Ⅲ.11 賃貸・共同住宅(中高層/RC造・SRC造)の専用部分に係る各配慮事項の重要度

対象			配慮事項の整備内容		に入居し 主み替え※1		以降から 続け
				新築	既存	新築	既存
	A:間取り	専用 A①	家事をしながら子どもの見守りがし やすい間取りとする	В	О	С	С
	八・回項グ	専用 A②	家事動線の効率的な間取りとする	В	В	В	В
	B: 床の構造	専用 B①	専用部分の床は段差のない構造と する	А	В	А	В
		専用 B②	床の遮音性能を高める(共同住宅 に限る)	A*1	В	A*1	В
	   C:壁の構造	専用 C①	家具の転倒防止措置を講じること のできる構造とする	В	В	В	В
	C:壁の構造   	専用 C②	壁の遮音性能を高める(共同住宅 に限る)	A*1	В	A*1	В
	D:壁の出 隅·柱等	専用 D	壁の出隅・柱・造り付け家具等の角 は丸く加工等をする	А	В	В	С
	E:内装材	専用 E①	シックハウスの心配の少ない材料を 使用する	А	ー (改修時 はA <sup>*2</sup> )	А	ー (改修時 はA <sup>*2</sup> )
		専用 E②	調湿機能のある材料を使用する	В	С	В	С
		専用 F①	開閉による衝突が生じにくいものと する	В	В	С	С
全般 事項	F:ドア	専用 F②	指つめ・指はさみを防止する構造と する	В	В	В	С
		専用 F③	取っ手は子どもが開閉しやすいもの とする	В	В	С	С
		専用 F④	子どもや荷物を抱えて安全かつ無 理なく移動できる幅を確保する	В	В	В	В
		専用 G①	バルコニーに面する窓は子どもが勝 手に入れない構造とする	А	В	О	С
		専用 G②	転落の防止に効果的な手すりを設ける(2階以上の窓に限る)	А	А	А	А
	G:窓及び 窓サッシ	専用 G③	指つめ・指はさみを防止する構造と する	В	В	В	С
		専用 G④	窓は防犯性の高いものとする	А	А	А	А
		専用 G⑤	窓の遮音性能を高める	В	В	В	В
	H: 収納 スペース	専用 H	広くて使いやすい収納スペースを 確保する	А	В	А	В
	1:コンセント	専用 	感電を防ぐ工夫をする	В	В	С	С
	J:電気 スイッチ	専用	子どもの手の届く高さに設置しワイド スイッチ等とする	В	В	В	В

<sup>※1</sup> 小学生以降も住み続けることを想定する場合の重要度ランクは、「乳幼児期」又は「小学生期」のいずれか高い方のランクを適用するものとする。以下、同様。

表Ⅲ.11 賃貸・共同住宅(中高層/RC 造・SRC 造)の専用部分に係る各配慮事項の重要度(つづき)

対象		配慮事項の整備内容			に入居し 主み替え※1	小学生以降から 住み続け	
	732			新築	既存	新築	既存
		専用 K①	玄関の出入り口の段差はできる限り小 さくする	А	В	В	В
		専用 K②	上がり框部分に使いやすい手すりを設置する又は設置できる構造とする	В	В	В	В
		専用 K③	センサーライト・足元灯を設置する又は足元灯の設置用コンセントを設ける	В	С	В	С
	K:玄関	専用 K④	玄関ドアは防犯性の高いものとする	А	А	А	А
	TO ZIKI	専用 K⑤	玄関ドアの避難容易性を確保する	В	В	В	В
		専用 K⑥	使いやすい収納スペースを確保する	А	В	Α	В
		専用 K⑦	玄関ドマの広さを確保する	А	В	А	В
		専用 K®	玄関の鍵はシステムキーとする	В	С	С	С
	L:廊下	専用 L①	手すりは転落の防止に効果的な構造 とする(2階の開放されている側に限 る)	А	А	А	Α
		専用 L②	子どもや荷物を抱えて安全かつ無理 なく移動できる幅を確保する	В	В	В	В
空間·	N ∕ ↑ ₹₩FЛ	専用 M①	安全に昇降できる構造とする	次のいず れかがA ·M①	В	次のいず れかがA	В
機能 別		専用 M②	子どもの使いやすい高さに手すりを設 置する	又は ·M②	いずれか	·M① 又は ·M②	В
事項	M:階段 【専用部	専用 M③	踏面に滑り防止の部材を設置する	及び M③	がA	及び M③	В
	分内に階 段がある 場合】	専用 M④	手すりは転落の防止に効果的な構造 とする(開放されている側に限る)	А	А	А	А
	物口】	専用 M⑤	段差を認識しやすい照明を設置する	В	В	В	В
		専用 M⑥	階段への進入を防ぐチャイルドフェンス を設置できる構造とする	А	А	_	_
		専用 N①	立ち座りや姿勢保持をサポートする手 すりを設置する又は設置できる構造と する	В	С	С	С
	N:トイレ	専用 N②	ドアの錠は閉じ込み時に外側から解錠 できるものとする	В	В	_	_
		専用 N3	トイレトレーニングがしやすい広さを確 保する	В	С	_	_
		専用 N④	床や壁は汚れにくく清掃しやすい仕上 げとする	С	С	С	С
	〇:浴室	専用 O①	浴室の出入り口の段差はできる限り小 さくする	А	В	В	В
	及び洗 面·脱衣	専用 O②	浴室及び洗面・脱衣室の床面は滑りに くい仕上げとする	А	В	А	В
	室	専用 O3	浴室及び洗面・脱衣室のドアの錠は外 側から施錠・解錠できるものとする	А	А		

表Ⅲ.11 賃貸・共同住宅(中高層/RC 造・SRC 造)の専用部分に係る各配慮事項の重要度(つづき)

			(中高階/KU 垣・SKU 垣)の専用部 配慮事項の整備内容	乳幼児期	に入居し 主み替え※1	小学生以降から 住み続け	
				新築	既存	新築	既存
		専用 O④	給湯用カランは火傷を防止する構造 のものとする	В	В	В	В
		専用 O⑤	浴室は親子で入浴できる広さとする	А	В	А	В
		専用 O⑥	洗面・脱衣室は親子で使える広さと する	В	В	В	В
	〇:淡宏玉	専用 O⑦	浴室コールを設置する	В	С	_	_
	O:浴室及 び洗面· 脱衣室	専用 O®	浴室の水栓はレバーハンドル式水栓 とする	В	В	В	В
		専用 O⑨	洗面・脱衣室に使いやすい収納スペ ースを設ける	В	В	В	В
		専用 O⑩	洗面台の水栓は子どもが安全に使い やすいものとする	В	В	В	В
		専用 O①	洗面台の水栓は伸縮式シャワー水栓 とする	С	С	С	С
		専用 O⑫	浴室や洗面・脱衣室に洗濯物を干せ るようにする	В	С	В	С
		専用 P①	キッチンにチャイルドフェンスを設置できる構造とする	А	В	_	_
空間·		専用 P②	調理器は火傷を防ぐ安全機能付きの ものとする(据え付けの場合に限る)	А	А	В	В
機能 別	P:キッチン	専用 P③	キッチンからリビングへの見通しを確保する	А	В	А	В
事項		専用 P④	食器棚や吊り戸棚に耐震ラッチを取り 付ける	С	С	С	С
		専用 P⑤	子どもが手伝いをしやすい広さと使い やすさを確保する	В	В	В	В
		専用 P⑥	水栓は子どもが使いやすいレバーハ ンドル式水栓とする	В	В	В	В
		専用 P⑦	パントリーを設置する	В	В	В	В
		専用 P®	水栓は清掃しやすい伸縮式シャワー 水栓とする	В	В	В	В
		専用 P⑨	床・壁は汚れにくく清掃しやすい仕上 げとする	С	С	О	О
		専用 Q①	玄関の外側との通話機能を有したカ メラ付きインターホンを設ける	А	В	А	В
		専用 Q②	窓ガラスは割れにくい安全なガラスと する	В	В	В	В
	Q:リビング	専用 Q③	窓は日当たり又は採光が良い位置に 設ける	А	В	А	В
		専用 Q④	窓は風通しが良く、子どもが外部空間 を認識しやすい位置に設ける	С	С	С	С
		専用 Q⑤	リビングを中心とした間取りとする	С	С	С	С

表Ⅲ.11 賃貸・共同住宅(中高層/RC造・SRC造)の専用部分に係る各配慮事項の重要度(つづき)

	対象	配慮事項の整備内容		乳幼児期 成長に伴い(	に入居し 主み替え※1	小学生以降から 住み続け	
				新築	既存	新築	既存
		専用 Q⑥	家族でくつろぎ、子どもが遊び・勉強 ができる広さと使いやすさを確保する	А	В	А	В
	Q:リビング	専用 Q⑦	使いやすい収納スペースを設ける	А	В	А	В
		専用 Q8	床や壁は汚れに<<<清掃しやすい仕上 げとする	С	С	С	С
		専用 R①	親子が一緒に就寝できる広さを確保 する	А	В	С	С
	R:寝室	専用 R②	寝室から台所・便所等への効率的な 動線を確保する	С	С	С	С
		専用 R③	夫婦でくつろぐことができるスペースを 確保する	С	С	С	С
	S:子ども部 屋	専用 S①	子ども部屋を確保できる住宅の広さ を確保する	С	С	いずれ	いずれ
		専用 S②	子どもの成長に合わせて間取りを容 易に変えられる工夫をする	С	С	かがA	かがA
空間・		専用 S③	窓ガラスは割れにくい安全なガラスと する	С	С	В	В
機能 別		専用 S④	窓は日当たり又は採光が良い位置に 設ける	С	С	А	В
事項		専用 S⑤	子どもが自分で整理整頓できる専用 の収納スペースを設ける	С	С	А	А
	T:趣味 スペース	専用 T	親が自分の時間を楽しむことのできる スペースを確保する	С	С	С	С
	U:宿泊 スペース	専用 U	祖父母が宿泊できる部屋を確保する	С	С	С	С
		専用 V①	バルコニーの出入り口の段差はでき る限り小さくする	А	В	В	В
		専用 V②	手すりは転落の防止に効果的な構造とする	А	А	А	А
	V:バルコ ニー	専用 V③	安全な位置に室外機置場等の設置 スペースを確保する	А	А	А	А
		専用 V④	縦樋近くのバルコニーには面格子等 を設置する	В	В	В	В
		専用 V⑤	水遊びや家庭菜園等ができるバルコ ニーとする	В	С	В	С
	W:サンル ーム	専用 W	サンルームを設置する	С	С	С	С

<sup>\*1:</sup>ランクAの確保を基本とするが、これによる対応が難しい場合は、一定の生活音等を許容できるコミュニティが形成されていることが望まれる。外形的な基準として、共用部分への「(26)キッズルームや集会室の設置」 又は敷地内への「(24)プレイロットや共同菜園の設置」のいずれかが A であることとするが、加えて、これらの空間を利用した子育て世帯の交流の取組みが行われていることが望まれる。

<sup>\*2:</sup>内装材のシックハウスについては、既存住宅での懸念は少ないが、間取りや内装等の改修時に用いる建築 材料には新築時と同様の対応の必要性が高い。

# 2) 共用部分・敷地内

## (1) 共用部分

表Ⅲ.12 賃貸・共同住宅(中高層/RC造・SRC造)の共用部分に係る各配慮事項の重要度

	対象		配慮事項の整備内容	乳幼児期成長に伴い作	に入居し 主み替え※1	小学生以降から 住み続け	
	7.120		HOWER JA NO. S TE MILL 3 II	新築	既存	新築	既存
		共用 A①	エントランスアプローチの床面は滑り にくい仕上げとする	В	В	В	В
		共用 A②	ベビーカーで利用しやすい屋外通路 等の動線空間とする	В	В	_	_
	A:エントラ ンス・エン	共用 A③	面積の大きい透明なガラス面は視 認性を高め、安全性に配慮したガラ スを使用する	В	С	В	С
	トランスホ ール 【エンルラン	共用 A④	エントランスホールの床面は滑りにく い仕上げとする	В	С	В	С
	【エントラン スホール がある場	共用 A⑤	エントランスホールは不審者が侵入 しにくい構造とする	А	А	А	А
	合】	共用 A⑥	エントランスの自動ドアの避難時の安 全性を確保する	А	А	А	А
		共用 A⑦	エントランスホールに交流スペース を設ける	B*2	С	B*2	С
		共用 A®	エントランスドアは容易に開閉して通 過できるものとする	В	С	В	С
空間· 機能	B:エレベエレッグ ホイン ボイン ボイン ボイン ボイン ボイン はい でいまる でいまる はい	共用 B①	エレベーターを設置する	А	А	А	А
別事項		共用 B②	エレベーターは防犯性の高いものと する	А	А	А	А
		共用 B③	エレベーターの災害時の安全性を 確保する	А	А	А	А
		共用 B④	エレベーターホールに交流スペース を設ける	B*2	С	B*2	С
		共用 C①	共用廊下等の動線上に各専用部分 のドアが突出しないようにする	В	С	В	С
		共用 C②	子どもが使いやすい手すりを設置す る	В	С	С	С
	C: 共用廊 下	共用 C③	床面は滑りにくい仕上げとする	В	В	В	В
	【共用廊下 がある場	共用 C④	足元が視認できる明るさを確保する	В	В	С	С
	合】	共用 C⑤	手すりは転落の防止に効果的な構造とする(直接外気部に開放されているものに限る)	А	А	Α	А
		共用 C⑥	ベビーカーで利用しやすい共用廊下 等の動線空間とする	В	В	_	_

<sup>※1</sup> 小学生以降も住み続けることを想定する場合の重要度ランクは、「乳幼児期」又は「小学生期」のいずれか高い方のランクを適用するものとする。以下、同様。

表皿.12 賃貸・共同住宅(中高層/RC造・SRC造)の共用部分に係る各配慮事項の重要度(つづき)

	対象		配慮事項の整備内容	乳幼児期成長に伴い作		小学生 住み		
			20,30, 30, 22, 11, 11, 12		既存	新築	既存	
			共用 D①	安全に昇降できる構造とする	次のいず れかがA	В	次のいず れかがA	В
		共用 D②	子どもの使いやすい高さに手すり を設置する	·D① 又は ·D②	いずれ	·D① 又は ·D②	В	
	D:共用階段	共用 D③	踏面に滑り防止の部材を設置す る	及び D③	かがA	及び D③	А	
		共用 D④	段差を認識しやすい照明を設置 する	В	В	В	В	
空間・機能		共用 D⑤	手すりは転落の防止に効果的な 構造とする(直接外気部に開放されているものに限る)	А	А	А	А	
事項	E:キッズルー ム·集会室	共用 E	キッズルームや集会室を設置する	A*1	В	A*1	В	
	F:トランクルー ム	共用 F	トランクルームを設置する	С	O	С	С	
	G:宿泊室	共用 G	共用部分に宿泊室を設ける	С	O	С	С	
	H:機械室等	共用 H	機械室・受水槽・屋上等への子ど もの進入を防止する	А	А	А	А	
	l:防災備蓄庫 等	共用 	防災備蓄庫を設置する	С	С	С	С	

<sup>※1</sup> 小学生以降も住み続けることを想定する場合の重要度ランクは、「乳幼児期」又は「小学生期」のいずれか高い方のランクを適用するものとする。以下、同様。

<sup>\*1:</sup>共用部分への「(26)キッズルームや集会室の設置」、又は、後掲の敷地内への「(24)プレイロットや共同菜園の設置」のいずれかが A であること。

<sup>\*2:「(26)</sup>エントランスホールに子育て親子の交流スペースの設置」、又は、「(26)エレベーターホールに子育て親子の交流スペースの設置」のいずれかが B であること。

## (2)敷地内

## 表Ⅲ.13 賃貸・共同住宅(中高層/RC造・SRC造)の敷地内に係る各配慮事項の重要度

対象			<b>おままでの数件も応</b>		に入居し	小学生以降から 住み続け	
	对家		配慮事項の整備内容	成長に伴いる新築	王み替え※ I 既存	 新築	続け 既存
		共同 敷地A①	敷地内への不審者の侵入を防 止する対策を講じる	A*1	A*1	A*1	A*1
全般事項	   A:敷地内   (全般)	共同 敷地A②	落下物による危険が生じにくい 計画とする	いずれか	いずれか	いずれ	いずれ
		共同 敷地A③	落下物防御フェンスの設置や 建物と道路・通路との間に離隔 距離を確保する	がA	がA	かがA	かがA
		共同 敷地B①	プレイロットや緑地等を設ける	A*2	В	A*2	В
	B:プレイロット・ 菜園・広場	共同 敷地B②	プレイロット等の防犯安全性を確保する	А	В	А	В
		共同 敷地B③	子どもの遊び場は車動線と交わ らないようにする	А	В	А	В
		共同 敷地B④	広場等に災害時の防災設備を 確保する	С	О	О	С
	C:歩行者道· 敷地内通路	共同 敷地C①	床面は滑りにくい仕上げとする	А	В	А	В
		共同 敷地C②	足元が視認できる明るさを確保 する	В	В	В	В
		共同 敷地C③	歩行者動線は自動車動線と分 離し、安全性を確保する	А	В	А	В
空間・		共同 敷地C④	ベビーカーで利用しやすい屋外 通路等の動線空間とする	В	В		_
機能別		共同 敷地D①	十分な台数の使いやすい自転 車置場を設ける	А	В	А	В
事項	D:自転車置 場	共同 敷地D②	不審者の侵入・接近を防止する 対策を講じる	В	В	В	В
		共同 敷地D③	自転車動線と歩行者動線・自 動車動線を区分する	В	В	В	В
		共同 敷地E①	不審者の侵入・接近を防止する 対策を講じる	В	В	В	В
	E:駐車場·	共同 敷地E②	敷地内の車道はスピードが出な い工夫をし、歩行者の安全を確 保する	В	В	В	В
	車道	共同 敷地E③	子どもをベビーカーから車に乗 降させやすい広さの駐車区画と する	С	O	_	_
		共同 敷地E④	雨の日でも車に乗降しやすい工 夫をする	С	С	С	С
	F:ゴミ集積所	共同 敷地F	不審者の侵入・接近を防止する 対策を講じる	В	В	В	В

<sup>※1</sup> 小学生以降も住み続けることを想定する場合の重要度ランクは、「乳幼児期」又は「小学生期」のいずれか高い方のランクを適用するものとする。以下、同様。

<sup>\*1:</sup>地域に開放する施設を備えている場合は、Bとする。

<sup>\*2:「(24)</sup>敷地内へのプレイロット又は共同菜園の設置」、又は、前掲の「(26)共用部分へのキッズルーム又は集会室の設置」のいずれかが A であること。

# Ⅲ. 3. 4 賃貸·共同住宅(低層/木造·S造)

## 1)住戸専用部分

表皿.14 賃貸・共同住宅(低層/木造・S造)の専用部分に係る各配慮事項の重要度

対象			配慮事項の整備内容		乳幼児期に入居し 小学生以降成長に伴い住み替え※1 住み続		
	小冰		山忠争気の正開い合	新築	既存	新築	既存
	A:間取り	専用 A①	家事をしながら子どもの見守りがし やすい間取りとする	В	С	C C B B B B B B B C C C C C C C C C C C	С
	八・  日   以り	専用 A②	家事動線の効率的な間取りとする	В	В	В	В
	B:床の構造	専用 B①	専用部分の床は段差のない構造と する	А	В	А	В
	D.从V/用户	専用 B②	床の遮音性能を高める(共同住宅 に限る)	В	В	В	В
	   C:壁の構造	専用 C①	家具の転倒防止措置を講じること のできる構造とする	В	В	В	В
		専用 C②	壁の遮音性能を高める(共同住宅 に限る)	В	В	В	В
	D:壁の出 隅·柱等	専用 D	壁の出隅・柱・造り付け家具等の角 は丸く加工等をする	А	В	В	С
	E:内装材	専用 E①	シックハウスの心配の少ない材料を 使用する	А	ー (改修時 はA* <sup>1</sup> )	А	ー (改修時 はA* <sup>1</sup> )
		専用 E②	調湿機能のある材料を使用する	В	С	В	С
△☆π		専用 F①	開閉による衝突が生じにくいものと する	В	В	С	O
全般 事項	F.18-7	専用 F②	指つめ・指はさみを防止する構造と する	В	В	В	С
	F:ドア	専用 F③	取っ手は子どもが開閉しやすいもの とする	В	В	С	С
		専用 F④	子どもや荷物を抱えて安全かつ無 理なく移動できる幅を確保する	В	В	В	В
		専用 G①	バルコニーに面する窓は子どもが勝 手に入れない構造とする	А	В	С	С
		専用 G②	転落の防止に効果的な手すりを設ける(2階以上の窓に限る)	А	А	А	Α
	G:窓及び 窓サッシ	専用 G③	指つめ・指はさみを防止する構造と する	В	В	В	С
		専用 G④	窓は防犯性の高いものとする	А	А	А	А
		専用 G⑤	窓の遮音性能を高める	В	В	В	В
	H: 収納 スペース	専用 H	広くて使いやすい収納スペースを 確保する	А	В	А	В
	1:コンセント	専用 	感電を防ぐ工夫をする	В	В	С	С
	J:電気 スイッチ	専用	子どもの手の届く高さに設置しワイド スイッチ等とする	В	В	В	В

<sup>※1</sup> 小学生以降も住み続けることを想定する場合の重要度ランクは、「乳幼児期」又は「小学生期」のいずれか高い方のランクを適用するものとする。以下、同様。

表Ⅲ.14 賃貸・共同住宅(低層/木造・S造)の専用部分に係る各配慮事項の重要度(つづき)

	対象		配慮事項の整備内容	乳幼児期成長に伴い	Iに入居し 主み替え※1	小学生 住み	
	7.130		10/心子,只少正/师门口	新築	既存	新築	既存
		専用 K①	玄関の出入り口の段差はできる限り 小さくする	Α	В	В	В
		専用 K②	上がり框部分に使いやすい手すりを 設置する又は設置できる構造とする	В	В	В	В
		専用 K③	センサーライト・足元灯を設置する又は足元灯の設置用コンセントを設ける	В	С	В	С
		専用 K④	玄関ドアは防犯性の高いものとする	Α	Α	А	А
	K:玄関	専用 K⑤	玄関ドアの避難容易性を確保する	В	В	В	В
		専用 K⑥	使いやすい収納スペースを確保する	А	В	1 住み続 新築 B B B B A C A C A B A C	В
		専用 K⑦	玄関ドマの広さを確保する	А	В	А	В
		専用 K®	玄関の鍵はシステムキーとする	В	С	С	С
	L:廊下	専用 L①	手すりは転落の防止に効果的な構造 とする(2階の開放されている側に限 る)	А	А	А	А
		専用 L②	子どもや荷物を抱えて安全かつ無理 なく移動できる幅を確保する	В	В	В	В
空間・		専用 M①	安全に昇降できる構造とする	次のいず れかがA	В	次のいずれかがA B ·M① 又は・・M② 及び M③ B	В
機能別	N 11 - 17 HZ C D .	専用 M②	子どもの使いやすい高さに手すりを設 置する	·M① 又は ·M②	いずれか		В
事項	M:階段 【専用部分 内に階段 がある場	専用 M③	踏面に滑り防止の部材を設置する	及び M3	がA	及び	В
		専用 M④	手すりは転落の防止に効果的な構造 とする(開放されている側に限る)	А	А	А	А
	合】	専用 M⑤	段差を認識しやすい照明を設置する	В	В	В	В
		専用 M⑥	階段への進入を防ぐチャイルドフェン スを設置できる構造とする	А	А	B A B A A A C C A B B 次のいずれかがA・M① 又は・・M② 及び M③ A B B C C C C B B B B A C C C B B B B C C C B B B B	
		専用 N①	立ち座りや姿勢保持をサポートする手 すりを設置する又は設置できる構造と する	В	С	С	С
	N:トイレ	専用 N2	ドアの錠は閉じ込み時に外側から解 錠できるものとする	В	В	_	
		専用 N3	トイレトレーニングがしやすい広さを確 保する	В	С	_	_
		専用 N④	床や壁は汚れに<<<清掃しやすい仕上 げとする	С	С	B A A B A A B B A B B A B B A B B C C C C	С
		専用 O(1)	浴室の出入り口の段差はできる限り 小さくする	А	В	В	В
	〇:浴室及 び洗面・	専用  〇②	浴室及び洗面・脱衣室の床面は滑り にくい仕上げとする	А	В	А	В
	脱衣室	専用	浴室及び洗面・脱衣室のドアの錠は 外側から施錠・解錠できるものとする	А	А	_	_

表Ⅲ.14 賃貸・共同住宅(低層/木造・8造)の専用部分に係る各配慮事項の重要度(つづき)

	対象		配慮事項の整備内容		#に入居し 小学生以降 住み替え※1 住み続け		
	\1\ <b>\%</b>		印心子公公正州门口	新築	既存	新築	既存
		専用 O④	給湯用カランは火傷を防止する構造 のものとする	В	В	В	В
		専用 O⑤	浴室は親子で入浴できる広さとする	А	В	A B	
		専用 O⑥	洗面・脱衣室は親子で使える広さと する	В	В	В	В
	O:浴室及	専用 O⑦	浴室コールを設置する	В	С	_	
	び洗面・ 脱衣室	専用 08	浴室の水栓はレバーハンドル式水栓 とする	В	В	В	В
	<b>加</b> 、 <u>工</u>	専用 O⑨	洗面・脱衣室に使いやすい収納スペ ースを設ける	В	В	В	В
		専用 O⑩	洗面台の水栓は子どもが安全に使い やすいものとする	В	В	В	В
		専用 O①	洗面台の水栓は伸縮式シャワー水栓 とする	С	С	С	С
		専用 O①	浴室や洗面・脱衣室に洗濯物を干せ るようにする	В	С	В	С
		専用 P①	キッチンにチャイルドフェンスを設置できる構造とする	А	В	_	_
空間·		専用 P②	調理器は火傷を防ぐ安全機能付きの ものとする(据え付けの場合に限る)	А	А	В	В
機能 別		専用 P③	キッチンからリビングへの見通しを確保する	А	В	А	В
事項		専用 P④	食器棚や吊り戸棚に耐震ラッチを取り 付ける	С	С	С	С
	P:キッチン	専用 P⑤	子どもが手伝いをしやすい広さと使い やすさを確保する	В	В	В	В
		専用 P⑥	水栓は子どもが使いやすいレバーハ ンドル式水栓とする	В	В	В	В
		専用 P⑦	パントリーを設置する	В	В	В	В
		専用 P®	水栓は清掃しやすい伸縮式シャワー 水栓とする	В	В	B C B B B B C C C B B B B B B B C C C	В
		専用 P⑨	床・壁は汚れにくく清掃しやすい仕上 げとする	С	С	С	О
		専用 Q①	玄関の外側との通話機能を有したカ メラ付きインターホンを設ける	А	В	А	В
		専用 Q②	窓ガラスは割れにくい安全なガラスと する	В	В	В	В
	Q:リビング	専用 Q③	窓は日当たり又は採光が良い位置に 設ける	А	В	А	В
		専用 Q④	窓は風通しが良く、子どもが外部空間 を認識しやすい位置に設ける	В	В	В	В
		専用 Q⑤	リビングを中心とした間取りとする	С	С	С	С

表Ⅲ.14 賃貸・共同住宅(低層/木造・S造)の専用部分に係る各配慮事項の重要度(つづき)

対象			配慮事項の整備内容		乳幼児期に入居し 成長に伴い住み替え※1		
				新築	既存	新築	既存
		専用 Q⑥	家族でくつろぎ、子どもが遊び・勉強 ができる広さと使いやすさを確保する	А	В	А	В
	Q:リビング	専用 Q⑦	使いやすい収納スペースを設ける	А	В	新築 既存 A B A B C B B B A A A A A A A A A	В
		専用 Q⑧	床や壁は汚れにくく清掃しやすい仕上 げとする	С	С		
		専用 R①	親子が一緒に就寝できる広さを確保 する	А	В	С	С
	R:寝室	専用 R②	寝室から台所・便所等への効率的な 動線を確保する	С	С	С	С
		専用 R③	夫婦でくつろぐことができるスペースを 確保する	С	С	С	С
		専用 S①	子ども部屋を確保できる住宅の広さ を確保する	С	С		
		専用 S②	子どもの成長に合わせて間取りを容 易に変えられる工夫をする	С	С	かがA	かがA
空間·	S:子ども部 屋	専用 S③	窓ガラスは割れにくい安全なガラスと する	С	С	В	В
機能 別		専用 S④	窓は日当たり又は採光が良い位置に 設ける	С	С	А	В
事項		専用 S⑤	子どもが自分で整理整頓できる専用 の収納スペースを設ける	С	С	А	А
	T:趣味 スペース	専用 T	親が自分の時間を楽しむことのできる スペースを確保する	С	O	О	С
	U:宿泊 スペース	専用 U	祖父母が宿泊できる部屋を確保する	С	С	С	С
		専用 V①	バルコニーの出入り口の段差はでき る限り小さくする	А	В	В	В
		専用 V②	手すりは転落の防止に効果的な構造 とする	А	А	А	А
	V:バルコ ニー	専用 V③	安全な位置に室外機置場等の設置 スペースを確保する	А	А	А	А
		専用 V④	縦樋近くのバルコニーには面格子等 を設置する	В	В	В	В
		専用 V⑤	水遊びや家庭菜園等ができるバルコ ニーとする	С	С	С	С
	W:サンル ーム	専用 W	サンルームを設置する	С	С	С	С

<sup>\*1:</sup>内装材のシックハウスについては、既存住宅での懸念は少ないが、間取りや内装等の改修時に用いる建築材料には新築時と同様の対応の必要性が高い。

## 2) 共用部分·敷地内

## (1) 共用部分

表皿.15 賃貸・共同住宅(低層/木造・S造)の共用部分に係る各配慮事項の重要度

対象			配慮事項の整備内容	乳幼児期 成長に伴い(	に入居し 主み替え※1	小学生以降から 住み続け	
	7.1%			新築	既存	新築	既存
		共用 A①	エントランスアプローチの床面は滑 りにくい仕上げとする	В	В	В	В
		共用 A②	ベビーカーで利用しやすい屋外通 路等の動線空間とする	В	С		_
	A:エントラ ンス・エン	共用 A③	面積の大きい透明なガラス面は視認性を高め、安全性に配慮したガラスを使用する	В	С	В	С
	トランスホ ール 【エントラン	共用 A④	エントランスホールの床面は滑りに くい仕上げとする	В	С	В	С
	スホール がある場	共用 A⑤	エントランスホールは不審者が侵入しにくい構造とする	А	А	А	А
	合】	共用 A⑥	エントランスの自動ドアの避難時の 安全性を確保する	А	А	А	A A C C
		共用 A⑦	エントランスホールに交流スペー スを設ける	С	С	С	С
		共用 A⑧	エントランスドアは容易に開閉して 通過できるものとする	В	С	В	С
空間· 機能	B: エレベー ター・エレ ベーター ホール 【住戸玄関 までの階 数が3以 上の場 合】	共用 B①	エレベーターを設置する	_	_	_	_
別事項		共用 B②	エレベーターは防犯性の高いものとする	_	_	_	_
		共用 B③	エレベーターの災害時の安全性を 確保する	_	_	_	_
		共用 B④	エレベーターホールに交流スペー スを設ける	_		-	-
		共用 C①	共用廊下等の動線上に各専用部 分のドアが突出しないようにする	В	С	В	С
		共用 C②	子どもが使いやすい手すりを設置 する	В	С	С	С
	C:共用廊 下	共用 C③	床面は滑りにくい仕上げとする	В	В	В	В
	【共用廊下 がある場	共用 C④	足元が視認できる明るさを確保す る	В	В	С	С
	合】	共用 C⑤	手すりは転落の防止に効果的な構造とする(直接外気部に開放されているものに限る)	А	А	А	А
		共用 C⑥	ベビーカーで利用しやすい共用廊 下等の動線空間とする	В	В	_	_

<sup>※1</sup> 小学生以降も住み続けることを想定する場合の重要度ランクは、「乳幼児期」又は「小学生期」のいずれか高い方のランクを適用するものとする。以下、同様。

表Ⅲ.15 賃貸・共同住宅(低層/木造・S造)の共用部分に係る各配慮事項の重要度(つづき)

対象			配慮事項の整備内容	乳幼児期に入居し 成長に伴い住み替え※1 新築 既存		小学生以降から 住み続け	
			HOWEN J. See TE MILL J. H.			新築	既存
		共用 D①	安全に昇降できる構造とする	А	В	次のいず れかがA	В
		共用 D②	子どもの使いやすい高さに手すりを 設置する	А	いずれ	·D① 又は ·D②	В
	D. 共用階段	共用 D③	踏面に滑り防止の部材を設置する	А	かがA	及び D③	А
		共用 D④	段差を認識しやすい照明を設置す る	В	В	В	В
空間		共用 D⑤	手すりは転落の防止に効果的な構造とする(直接外気部に開放されているものに限る)	А	А	А	А
機能別	E. キッズル ーム・集会 室	共用 E	キッズルームや集会室を設置する	С	О	С	С
	F:トランクル ーム	共用 F	トランクルームを設置する	С	O	О	С
	G:宿泊室	共用 G	共用部分に宿泊室を設ける	С	С	С	С
	H:機械室等	共用 H	機械室・受水槽・屋上等への子ども の進入を防止する	А	А	А	А
	l:防災備蓄 庫等	共用 	防災備蓄庫を設置する	С	С	С	С

## (2)敷地内

## 表皿.16 賃貸・共同住宅(低層/木造・S造)の敷地内に係る各配慮事項の重要度

対象			配慮事項の整備内容		乳幼児期に入居し 成長に伴い住み替え※1		
	. 325.		10% CALLET AND A THE	新築	既存	新築	既存
		共同 敷地A①	敷地内への不審者の侵入を防 止する対策を講じる	A*1	A*1	A*1	A*1
全般 事項		共同 敷地A②	落下物による危険が生じにくい 計画とする	С	С	О	С
	(土成)	共同 敷地A③	落下物防御フェンスの設置や建物と道路・通路との間に離隔距離を確保する	С	С	新築 既存 A*1 A*1 C C C B B B B B B C C C A B B B B B A B B A B B B B B B B B B B B B B B C C C C C C C C	С
		共同 敷地B①	プレイロットや緑地等を設ける	В	В	В	В
	B:プレイロッ ト・菜園・広	共同 敷地B②	プレイロット等の防犯安全性を確 保する	В	В	В	В
	場等	共同 敷地B③	子どもの遊び場は車動線と交わ らないようにする	В	В	В	В
		共同 敷地B④	広場等に災害時の防災設備を 確保する	С	С	С	С
		共同 敷地C①	床面は滑りにくい仕上げとする	А	В	А	В
	   C:歩行者道·   敷地内通	共同 敷地C②	足元が視認できる明るさを確保 する	В	В	В	В
	路	共同 敷地C③	歩行者動線は自動車動線と分 離し、安全性を確保する	А	В	C C A B B B A B A B	В
空間·		共同 敷地C④	ベビーカーで利用しやすい屋外 通路等の動線空間とする	В	В	_	_
機能別		共同 敷地D①	十分な台数の使いやすい自転 車置場を設ける	А	В	А	В
事項	D:自転車 置場	共同 敷地D②	不審者の侵入・接近を防止する 対策を講じる	В	В	В	В
		共同 敷地D③	自転車動線と歩行者動線・自 動車動線を区分する	В	В	В	В
		共同 敷地E①	不審者の侵入·接近を防止する 対策を講じ る	В	В	В	В
	E:駐車場·	共同 敷地E②	敷地内の車道はスピードが出ない工夫をし、歩行者の安全を確 保する	В	В	В	В
	車道	共同 敷地E③	子どもをベビーカーから車に乗 降させやすい広さの駐車区画と する	С	С	_	_
		共同 敷地E④	雨の日でも車に乗降しやすい工 夫をする	С	С	C B B B C A A A B B B B B B B B B B B B	С
	F:ゴミ集積所	共同 敷地F	不審者の侵入・接近を防止する 対策を講じる	В	В	В	В

<sup>※1</sup> 小学生以降も住み続けることを想定する場合の重要度ランクは、「乳幼児期」又は「小学生期」のいずれか高い方のランクを適用するものとする。以下、同様。

<sup>\*1:</sup>地域に開放する施設を備えている場合は、Bとする。